

大学院入学者選抜実施要項の見直しの概要
(令和6年12月20日付6文科高第1526号 文部科学省高等教育局長通知)

資料 1－1
中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第117回）
R7.2.7

1. 概要

- 大学院入学者選抜実施要項について、
 - ・ 令和6年3月公表の「博士人材活躍プラン」において3つの方針（アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を踏まえた選抜の充実に取り組むとされたこと
 - ・ 情報公開に関する制度改正（学校教育法施行規則改正）
 - ・ その他、平成20年度以降の法令改正や学部入試に係る要項との並び等を踏まえ、記載内容の充実を図るもの。

2. 主な追記事項

- ① ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ定めるアドミSSION・ポリシーに基づき公平性・公正性を確保しつつ大学院入学者選抜を実施すること。
- ② 年齢、性別、障害の有無、国籍、経済状況、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮すること。
- ③ 入学志願者の能力・意欲・適性、学修の成果等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることが望ましいこと。
- ④ 入試方法について、各大学院の判断により、多様な入学者の選抜を工夫することが望ましいこと。
- ⑤ 募集要項にアドミSSION・ポリシーを記載し、入学志願者の進路選択に資する情報（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、学位授与の状況や修了者の進路状況など）を適切に公表すること。
- ⑥ 障害のある者に対して、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に留意した合理的配慮を行うこと。
- ⑦ 障害のある者への配慮として、入試における配慮の内容や受入実績の情報を広く公開すること。
- ⑧ 試験問題、解答又は解答例等及び出題の意図は原則として公表すること。
- ⑨ 公平性・公正性確保のため、合否判定の方法や基準をあらかじめ公表し順守するとともに、合否判定に当たっては、教授会等の会議体により行うこと。
- ⑩ 希望者への事前相談の機会を設ける場合にはルールを明確化する等適切に対応すること。